

# 地域公共交通への自動運転の導入支援業務 委託仕様書

## 1 業務名称

地域公共交通への自動運転の導入支援業務

## 2 業務目的

地域公共交通への自動運転の導入は、運転士不足の解消等の効果が期待されており、国においても、実証実験や社会実装に向けた支援が行われているところである。しかし、導入を考える市町や交通事業者にとって、自動運転の導入や運行の負担に見合う効果の算定や、技術的に導入が可能な路線やエリアの見極め等、実証実験に至るまでの検討も容易ではない。

これらを踏まえ、県では、県内に自動運転導入を希望する地域において、当該地域における公共交通の現状や道路環境などの地域特性、自動運転に関する技術動向等を踏まえ、自動運転を導入する場合の実施方法、概算費用、導入効果などを具体的に示すことで、現在、自動運転を検討していない他市町を含め、県内全体における導入を後押ししていく必要がある。

また、運転士不足は全県的な課題であり、将来的には、複数の市町及び事業者が共同で自動運転を実施することについても視野に入れた検討を進めていく必要がある。

これらの課題への対応として、本支援業務を実施する。

## 3 業務委託期間

契約締結日から令和8年11月30日まで

## 4 対象地域

県内4市町 ※別途指定する。

## 5 業務内容 ※対象地域ごとに実施

### (1) 事前調査

- 対象地域の市町、交通事業者に対して、自動運転に関する基礎知識の提供及び助言を行うことを目的とした説明会を開催すること。
- 対象地域の市町の公共交通計画、交通網やその利用状況、潜在需要、道路環境等を踏まえ、市町が自動運転導入によって解決したい地域課題を的確に把握すること。  
(必要なデータの提供は市町、交通事業者から行う。)
- 事前調査にあたっては、県、当該市町の交通関係課、交通事業者等との協議を行い、意向をよく確認すること。
- 上記の検討ルート(案)の実現が困難な場合、又は他に適したルートがある場合は、代替ルートについて提案・検討すること。

### (2) 実現可能性調査

- 「4 対象地域」の対象市町において指定するルートごとに実施すること。
- 自動運転の走行ルートについて、道路環境や交通需要等の地域特性に応じた適合車両、ダイヤ、運行体制を提案すること。
- 自動運転導入有無によるインシヤルコスト・ランニングコストの比較分析を行うこと。
- 事業コスト比較に加え、自動運転導入による直接及び間接効果について整理し、事業性について検討を行うこと。
- なお、直接及び間接効果の試算については、本事業で得られた既存資料・データ、調査結果を基に行うものとし、今後、社会情勢の変化に合わせて、更新可能な簡便的なツール作

成（Excel 等市販のソフトウェアでの作成を想定）を作成すること

- ・その他、対象自治体への勉強会資料の作成、勉強会の運営支援を行うこと。（勉強会開催は2回程度を想定する）
- ・自動運転導入に伴う初期費用（車両購入費、レベル4認可取得に係る費用等）について、概算で示すこと。
- ・上記の検討ルートについて、レベル4を見据えた自動運転導入の技術的な実現可能性について検証を行うこと。
- ・導入にあたっての技術的な課題とその対応策について提示すること。

### (3) 導入計画策定

事前調査、実現可能性調査の結果を踏まえ、各対象地域の自動運転の導入計画を策定すること。導入計画には、下記の内容を記述すること。

- ①将来的な社会実装を見据え、自動運転の導入によって、地域の公共交通が抱える課題の解決にどのように貢献するか
- ②自動運転の走行ルート
- ③道路環境や交通需要等の地域特性に応じた適合車両、ダイヤ、運行体制
- ④自動運転導入に伴う概算費用及び費用対効果
- ⑤社会実装までの工程・スケジュール

### (4) 共同事業化の検討

- ・県内の複数の市町や交通事業者が共同で自動運転の推進を進めていく「共同事業化」に向けた方向性、自動運転導入のあり方を整理すること。
- ・整理結果を踏まえ、次年度以降の国施策、補助事業活用に向けた事業提案を行うこと。

## 6 業務の実施方法

各対象地域について、オンラインを含め、少なくとも合計5回、県及び関係者（市町・交通事業者等）との協議を行うこと。そのうち3回は現地対面にて実施すること。各者との日程調整を行うこと。

## 7 業務の実施期間

10月末までに(4)共同事業化の検討まで完了させることとし、全体のスケジュールを組むこと。

## 8 業務の実施状況

### (1) 業務工程表の提出

業務委託契約約款第3条に規定する業務工程表の提出は、別記様式第1号による。ただし、県の承諾を得て、任意様式によることができる。

### (2) 実施状況の報告

本業務を円滑に履行するため、受託者は県と定期的に協議を実施すること。  
なお、県は、業務の期間中、受託者に対し業務の実施状況の報告を求めることができる。

### (3) 業務完了の通知

業務委託契約約款第30条第1項に規定する業務完了の通知は、別記様式第2号による。別途、業務実績報告書（様式任意）を添付すること。

### (4) 委託料の請求

業務委託契約約款第31条第1項に規定する委託料の請求は、別記様式第3号による。

## 9 成果品

### (1) 成果品

成果品は表 1 に定めるものとする。なお、本業務で得られた成果品は県に帰属する。

表 1 成果品目

No	項目	規格等	数量
1	自動運転導入計画	PPT/WORD 形式	2 部
2	共同化の検討結果報告	PPT/WORD 形式	2 部
3	実施報告書	PPT/WORD 形式	2 部
4	上記電子データ	CD-ROM 形式	1 枚
5	本業務により収集・作成した全てのデータ	CD-ROM 形式	1 枚

### (2) 納入場所

広島県地域政策局公共交通政策課（広島市中区基町 10 番 52 号）

### (3) 秘密の保持

本業務に関し、受託者が県から受領し、又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表し、又は使用してはならない。また、本業務に関し、本業務で知り得た県の業務上の秘密を保持しなければならない。

## 10 特記事項

### (1) 個人情報の保護及び情報セキュリティ

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、安全管理措置を講じなければならない。また、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）の規定及び特記事項を遵守しなければならない。

保護法の規定に違反した場合には、個人情報取扱事業者としての処罰だけでなく、保護法第 176 条及び第 180 条の規定に基づき、処罰される場合がある。

### (2) 再委託の制限

- ① 受託者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託すること若しくは主要な部分を再委託してはならない。
- ② 再委託の承認申請にあたっては、あらかじめ再委託の相手方、再委託を行う業務の範囲、再委託の理由及び予定金額について記載した書面を提出し、発注者の承諾を得ること。  
なお、県の指名除外を受けている者へ再委託してはならない。

### (3) その他

委託業務契約書及びこの仕様書に記載のない事項については、受託者と県が協議し、決定する。